

令和5年5月10日

保護者 各位

豊見城市立伊良波中学校  
校長 伊井 秀治  
(公印省略)

## 5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、沖縄県教育委員会より出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン(令和5年5月改定)」をもとに、本市の感染症対策については下記のとおり沖縄県の感染症対策に準じるものとなりました。

つきましては、今後の感染状況を注視しながら、ご家庭においても感染対策をお願いいたします。なお、今後、感染状況に変化がある場合や感染対策に変更がある場合は改めてお知らせいたします。

### 記

- 1 学校保健安全法施行規則第18条規定の新型コロナウイルス感染症の第二種への変更  
第一種「新型インフルエンザ等感染症」から、児童生徒等の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高い感染症である「第二種」感染症に変更になりました。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について
  - (1) 生徒本人が新型コロナウイルス感染症へ感染が確認されたら「出席停止」とします。
  - (2) 濃厚接触者については、5月8日以降は特定しません。  
同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染、感染症者と接触があった、飲食を共にした者であっても、感染が確認されていない生徒は登校を可能とします。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した生徒に対する「出席停止」の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。  
※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、「検体を採取した日から5日を経過するまで」を基準とします。
- 3 健康観察について
  - (1) 発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校を控えてください。
  - (2) 家庭における毎朝の検温や健康チェックシートの記入、提出は不用とします。
- 4 その他  
※ 感染症に対する不安等がある場合は、学校へご相談ください。

※本件に関する問い合わせ  
伊良波中学校 850-2791  
教頭(内山・今枝)